建設工事における履行確実性評価価格の取扱いについて (総合評価落札方式に適用)

制定 平成 30 年 4 月 26 日 30 五財第 335 号 最終改正 令和 5 年 11 月 8 日 5 五財第 1247 号

1. 対象工事

五島市が発注する競争入札に付する建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。以下「工事」という。)のうち、「五島市履行確実性評価方式試行要領(平成 30 年 4 月 26 日 30 五財第 334 号)」を適用する工事に対して履行確実性評価価格を設けるものとする。

2. 履行確実性評価設計価格(税抜き)の算出

履行確実性評価設計価格(税抜き。以下同じ。)は、次の表の工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。

工事区分	履行確実性評価設計価格
土木工事 (鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工 事、土木関連の電気設備工事、電気通信設備 工事、機械設備工事を含む)	設計金額(税抜き)に <u>92%を</u>
建築工事 (建築関連の電気設備工事、機械設備工事、搬 送設備工事及び解体工事を含む)	乗じて得た金額(100円未満の 額は切り捨て)
建築関連の昇降機設備工事その他の製造部門を 持つ専門工事業者対象の工事	

3. 履行確実性評価価格(税抜き)

上記2で算出した額(履行確実性評価設計価格)に乱数(事前ランダム係数)を乗じて履行確実性評価基本価格(税抜き。以下同じ。)とし、履行確実性評価基本価格に乱数(公開ランダム係数)を乗じて算定した額を履行確実性評価価格(税抜き)とする。

4. 履行確実性確保価格(税抜き)

上記2で算出した額(履行確実性設計価格)とし、乱数(事前・公開ランダム係数)は適用しない。

5. 数値の取扱い

履行確実性評価価格は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

6. 試行期間

令和5年12月1日以降に入札執行する建設工事から施行する。